

・柔道整復師の施術に係る療養費の支給について（厚生労働大臣宛て）

（平成21年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、算定基準等のうち一部の項目の算定の考え方等については、23年3月に地方厚生（支）局、都道府県等に対してその疑義解釈に関する事務連絡を発して、算定基準等がより明確になるよう周知を図っている。

また、22年11月に地方厚生（支）局及び都道府県に対して通知を発して、保険者等及び柔整審査会が行う点検及び審査の迅速化等を図るため、23年1月から申請書の様式を統一し、点検及び審査に関する指針の作成や審査体制のあり方等については、引き続き検討することとしている。

そして、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術が療養費の支給の対象外であることを被保険者等に周知徹底することについては、適正な受診に向けて被保険者等の理解が進むよう、今後、保険者を通じた周知を実施していくこととしている。